証券コード　7309
2023年３月８日

株　主　各　位

大阪府堺市堺区老松町３丁77番地
株式会社シマノ
取締役社長　島　野　泰　三

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、会社法第325条の３の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに「第116期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

　なお、当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（シマノ）またはコード（7309）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報を閲覧ください。

〈当社ウェブサイト〉
URL　https://www.shimano.com/jp/ir/shareholdermeeting.html
※　右のQRコードから当社ウェブサイトへアクセスできます。

〈東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）〉
URL　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
※　右のQRコードから東京証券取引所ウェブサイトへアクセスできます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。
株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につき、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場お控えいただくよう強くお願い申しあげます。
お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年３月28日（火曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1．日　　時 2023年３月29日（水曜日）午前10時(午前９時受付開始)

2．場　　所 大阪府堺市堺区老松町３丁77番地
当社本社・Manufacturing Technology Center（マニュファクチュアリング テクノロジーセンター）
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

3．目 的 事 項

報告事項
（1）第116期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
（2）会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案 剰余金の処分の件

第２号議案 定款一部変更の件

第３号議案 取締役５名選任の件

第４号議案 取締役（社外取締役及び外国人取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

議決権行使についてのご案内

（1）郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年３月28日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。なお、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱い致します。

（2）インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、４頁及び５頁の【議決権行使についてのご案内】をご高覧の上、2023年３月28日（火曜日）午後５時までにご行使ください。
(留意点)
・議決権行使書とインターネット等による方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとします。
・インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使とします。
・当社は、株式会社ＩＣＪ（株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以　上

◎当日ご出席の株主様は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、前頁記載の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

定時株主総会会場における感染症拡大防止についてのご案内

新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症の拡大防止のため、以下のとおりご連絡いたします。

（1）株主様へのお願い

・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、咳や熱などで体調のすぐれない方は、極力、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますよう強くお願い申しあげます。
・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
・ご出席なさらないで議決権を行使していただく方法として、郵送による議決権行使またはインターネット等による議決権行使のご利用を積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

（2）ご来場される株主様へのお願い

・会場受付付近に配備するアルコール消毒液のご使用とマスクのご着用をお願いいたします。
・会場入口付近で検温をさせていただき発熱（37.5度以上）があると認められる方、体調不良と見受けられる方、濃厚接触者と判断された方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、濃厚接触者と判断された株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
・会場の座席は、間隔を拡げ、余裕をもった配置とさせていただきます。ご用意できる席数が少なくなっております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
・入場後、体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお声掛けください。
・ご帰宅の際には、感染防止の観点から、十分なうがい、手洗いをお願いいたします。

（3）当社の対応について

・役職員、運営スタッフは、検温を含め体調を確認したうえで参加いたします。
・役職員、運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
・会場受付のほか、会場内各所にアルコール消毒液を配備いたします。
・株主総会終了後の株主様との懇談会は中止いたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ（https://www.shimano.com/jp/ir/shareholdermeeting.html）にてお知らせいたします。

以上、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席を見合わされる場合

● 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。
議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

行使期限
2023年3月28日（火曜日）
午後5時到着分まで

● スマート行使及びインターネットによるご行使

議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしてご行使ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限
2023年3月28日（火曜日）
午後5時行使分まで

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時
2023年3月29日（水曜日）
午前10時
〔受付開始　午前9時〕

書面による議決権行使

※通常より郵送に時間を要する可能性がございますので、早めにご投函くださいますよう、ご協力お願い申しあげます。

● 議決権行使書のご記入方法

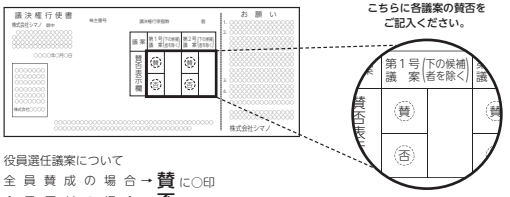

役員選任議案について
全員賛成の場合→**賛**に○印
全員反対の場合→**否**に○印
一部候補者に反対の場合→**賛**に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

● 議決権行使書用紙記載にあたっての注意事項について

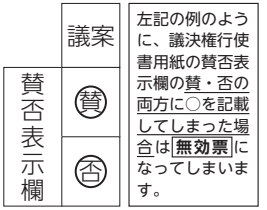

左記の例のように、議決権行使書用紙の賛否表示欄の賛・否の両方に○を記載してしまった場合は**無効票**になってしまいます。

誤って、賛・否の両方に○を記載してしまった場合は、左記のように、**どちらか一方を抹消**してくださいますよう、お願いいたします。

インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

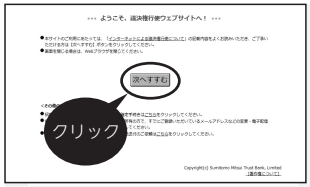

②ログインする

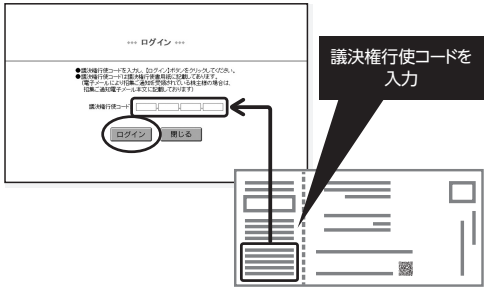

③パスワードを入力する

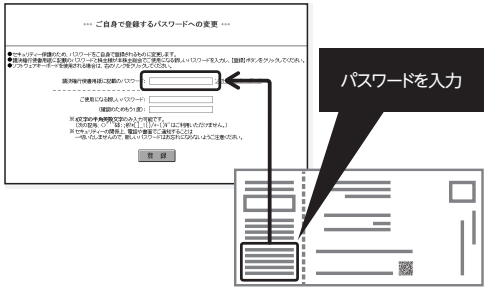

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマート行使によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

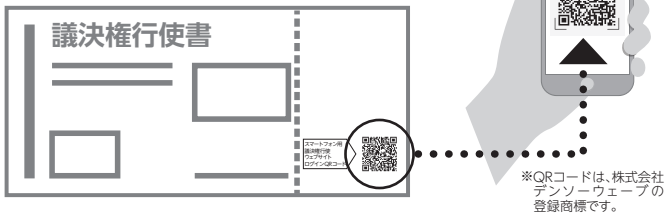

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

以降画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

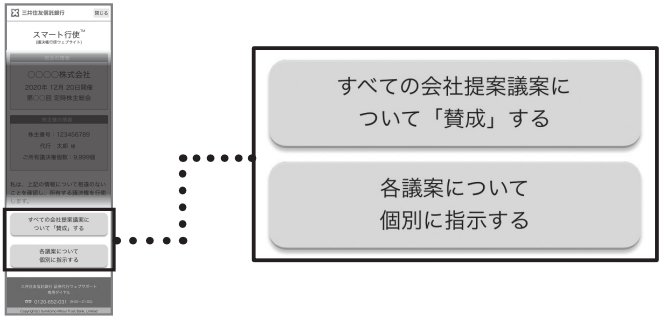

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル 0120-652-031（午前9時～午後9時受付）

議決権行使に関する事項以外のご照会 0120-782-031（午前9時～午後5時土日休日を除く）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金は下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として、１株につき117円50銭をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき260円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき142円50銭、総額12,914,641,905円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年３月30日（木曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（１）現行定款第13条第３項は法令に基づきみなし定款変更がなされたことにより、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めたもので、変更案は当条項を第16条第１項へ移設するものであります。

（２）変更案第16条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（３）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第13条（株主総会の招集） 　当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。 ２ 前項のほか、必要のある場合は、臨時株主総会を招集する。 ３ 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	第13条（株主総会の招集） 　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集する。 ２ 前項のほか、必要のある場合は、臨時株主総会を招集する。
	〈第16条第１項へ移設〉
第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	〈削除〉
〈新設〉	第16条（電子提供措置等） 　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２ 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役のうち、チア チン セン、一條和生、勝丸充啓、榊原定征の４氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名（うち社外取締役４名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、和田浩美氏は、社外取締役の新任候補者となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
①	チア　チン　セン (Chia Chin Seng) (1960年４月11日生) 男性 再任	1992年２月　Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役 2002年１月　Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 2011年３月　当社取締役 2011年９月　Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 社長 2014年８月　Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長、現在に至る。 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長、現在に至る。 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 会長兼社長 2019年３月　当社常務取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 (取締役候補者とした理由) チア チン セン氏は、当社の主要海外拠点であるShimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長を筆頭に海外子会社の経営責任者を歴任し、当社の海外事業基盤の強化と拡大に努めてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び監督機能を果たすと考え、取締役候補者としました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
②	一條和生（いちじょうかずお） (1958年10月13日生) 男性 再任	1993年10月　一橋大学社会学部助教授 2000年４月　一橋大学大学院社会学研究科・国際企業戦略研究科助教授 2001年４月　同教授 2003年４月　International Institute for Management Development (国際経営開発研究所）客員教授 2005年３月　当社取締役、現在に至る。 2007年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 2014年４月　同国際企業戦略研究科研究科長 2015年６月　株式会社電通国際情報サービス社外取締役、現在に至る。 2017年６月　ぴあ株式会社社外取締役、現在に至る。 2018年１月　株式会社ワールド社外取締役、現在に至る。 2018年４月　一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻専攻長教授 2022年３月　International Institute for Management Development (国際経営開発研究所）教授、現在に至る。 (重要な兼職の状況) International Institute for Management Development (国際経営開発研究所）教授 株式会社電通国際情報サービス社外取締役 ぴあ株式会社社外取締役 株式会社ワールド社外取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 一條和生氏は、長年、国際企業戦略についての研究を続け教鞭をとり、当該分野における豊富な経験と高い専門性や見識を有しております。 同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、当社の社外取締役として、経営の意思決定に際しては独立した客観的な立場から積極的かつ必要な発言、提言や助言を行ってきた実績があります。当社が社外取締役へ期待する業務執行の監督及び専門性のある助言や提言等を十分に発揮いただけると判断し、引き続き、社外取締役候補者としました。	4,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
③	勝丸充啓（かつまるみつひろ） (1951年10月10日生) 男性 再任	1978年４月　東京地方検察庁検事 任官 1989年７月　在ドイツ日本国大使館一等書記官 2000年６月　法務省刑事局刑事課長 2001年６月　法務省刑事局総務課長 2003年１月　法務省大臣官房会計課長 2005年４月　法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当） 2005年12月　福井地方検察庁検事正 2007年６月　水戸地方検察庁検事正 2008年10月　さいたま地方検察庁検事正 2010年１月　最高検察庁公安部長 2010年４月　京都大学公共政策大学院非常勤講師、現在に至る。 2010年12月　高松高等検察庁検事長 2012年４月　京都大学法科大学院非常勤講師、現在に至る。 2012年６月　広島高等検察庁検事長 2014年７月　検事長退官 2014年10月　弁護士登録、芝綜合法律事務所オブ・カウンセル、現在に至る。 2015年６月　大陽日酸株式会社(現 日本酸素ホールディングス株式会社)社外取締役、現在に至る。 2017年３月　当社取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 芝綜合法律事務所オブ・カウンセル 日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役 京都大学公共政策大学院非常勤講師 京都大学法科大学院非常勤講師 (社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 勝丸充啓氏は、法務省及び検察庁において要職を歴任し、現在は弁護士として活躍しており、コンプライアンス分野における豊富な経験と高い見識を有しております。 同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、当社の社外取締役として、経営の意思決定に際しては独立した客観的な立場から積極的かつ必要な発言、助言や提言を行ってきた実績があります。当社が社外取締役へ期待する業務執行の監督及び専門性のある助言や提言等を十分に発揮いただけると判断し、引き続き、社外取締役候補者としました。	1,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
④	榊原 定征（さかきばら さだゆき） (1943年3月22日生) 男性 再任	1967年４月　東洋レーヨン株式会社（現　東レ株式会社）入社 1994年６月　同社経営企画第１室長 1996年６月　同社取締役 1998年６月　同社常務取締役 1999年６月　同社専務取締役 2001年６月　同社代表取締役副社長 2002年６月　同社代表取締役社長 2010年６月　同社代表取締役取締役会長 2012年６月　日本電信電話株式会社社外取締役 2014年６月　一般社団法人日本経済団体連合会会長 2014年６月　東レ株式会社取締役会長 2015年６月　同社相談役最高顧問 2017年６月　同社相談役 2018年５月　一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長、現在に至る。 2018年６月　東レ株式会社特別顧問 2019年３月　当社取締役、現在に至る。 2019年５月　株式会社ニトリホールディングス社外取締役 2019年12月　株式会社産業革新投資機構社外取締役取締役会議長、現在に至る。 2020年６月　関西電力株式会社社外取締役取締役会長、現在に至る。 2022年12月　一般社団法人日本野球機構会長（代表理事）、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長 株式会社産業革新投資機構社外取締役取締役会議長兼産業革新投資委員長 関西電力株式会社社外取締役取締役会長 一般社団法人日本野球機構会長（代表理事） (社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 榊原定征氏は、数々の企業において要職を歴任し、現在も一般社団法人日本経済団体連合会の名誉会長を務めるなど、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しております。 同氏は、当社の社外取締役として、経営の意思決定に際しては独立した客観的な立場から積極的かつ必要な発言、助言や提言を行ってきた実績があります。当社が社外取締役へ期待する業務執行の監督及び専門性のある助言や提言等を十分に発揮いただけると判断し、引き続き、社外取締役候補者としました。	800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑤	和田浩美（わだ ひろみ） (1960年7月24日生) 女性 新任	1983年４月　松下電器産業株式会社 入社 2016年３月　非営利標準化団体Linux Foundation理事 2020年８月　パナソニック株式会社オートモーティブ社開発本部顧問 2021年６月　株式会社今仙電機製作所社外取締役、現在に至る。 2021年６月　堺化学工業株式会社社外取締役、現在に至る。 2022年４月　パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社R&D企画センター顧問 2022年６月　株式会社i-Golfスタジオ代表取締役、現在に至る。 2022年10月　パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社非常勤顧問、現在に至る。 (重要な兼職の状況) パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社非常勤顧問 株式会社今仙電機製作所社外取締役 堺化学工業株式会社社外取締役 株式会社i-Golfスタジオ代表取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 和田浩美氏は、企業における技術開発をはじめIT技術に関する非営利団体の要職を歴任し、現在も他企業の社外取締役を務めるなど、IT・デジタル分野における豊富な経験と高い見識を有しております。 同氏の有する経験と見識をもとに、独立した客観的な立場からの助言や提言は、当社経営の意思決定に資するものであり、当社が社外取締役へ期待する業務執行の監督及び専門性のある助言や提言等を十分に発揮いただけると判断し、社外取締役候補者としました。	0株

(注) 1．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2．一條和生、勝丸充啓、榊原定征及び和田浩美の４氏は、社外取締役候補者であります。
3．当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。
なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(社外取締役候補者に関する記載事項)

(1) 一條和生氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって18年であります。勝丸充啓氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。榊原定征氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

(2) 一條和生、勝丸充啓及び榊原定征の３氏と当社との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同３氏の再任が承認された場合、当社は３氏との間で、上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、和田浩美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(3) 榊原定征氏が取締役会長を務めておりました東レ株式会社と当社の間の直近3事業年度の取引額はいずれも同社及び当社の連結売上高に比して１％以上の金額とはなっておりません。また、同氏が会長を務めておりました一般社団法人日本経済団体連合会と当社の間の直近3事業年度の取引額はいずれも同法人の経常収益及び当社の連結売上高に比して１％以上の金額とはなっておりません。

和田浩美氏が使用人を務めておりますパナソニック オートモーティブシステムズ株式会社及び同社が所属するグループの会社との直近3事業年度の取引額はいずれも同グループ及び当社の連結売上高に比して１％以上の金額とはなっておりません。

(4) 榊原定征氏が2022年10月1日まで社外取締役に就任しておりました株式会社ニトリホールディングスにおいて、その在任中に同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿(アスベスト)が含まれており、自主回収を行ったという事実がありました。同氏は同事件の発生まで当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。

また、同氏が社外取締役に就任しております関西電力株式会社において、同社の子会社である関西電力送配電株式会社が管理する同社以外の小売電気事業者の顧客情報が、同社の社員等に漏洩していた事実、および同社の社員等が当該情報を不適切に閲覧し、活用していた事実が判明しました。同氏は同事件の発生まで当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を積極的に行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。

(5) 当社は一條和生、勝丸充啓及び榊原定征の３氏を東京証券取引所規則が定める独立役員として同取引所に届け出ており、３氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

また、和田浩美氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性の判断基準を以下のとおり定める。

①当社は、社外役員を以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有するものとする。（※１）

1．当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者（※２）である者
2．当社を主要な取引先（※３）とする者又はその業務執行者である者
3．当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
4．当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
5．当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２%を超える団体に所属する者）
6．当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
7．当社から直近の事業年度において1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２%を超える団体の業務執行者である者）
8．直近３事業年度において、上記１から７のいずれかに該当していた者
9．上記１から８のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
10．当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
11．直近３事業年度において、当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
12．前各号のほか、当社と恒常的な利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
13．前各号のいずれかに該当する者であっても、人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとする。

②本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

※１．経済的かつ合理的に可能な範囲で調査を実施する。
※２．「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
①業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員
②業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに相当する者
③使用人
※３．「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が２%を超える場合をいう。

【ご参考】当社の取締役のスキル・マトリックス（2023年３月29日　定時株主総会後の予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案のとおり全てご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	企業経営 経営戦略	製造/技術 研究開発	マーケティング 営業	財務/ 会計	法務	総務/ 人事	IT/ デジタル	リスク管理	グローバル
島野容三	●	●	●						●
島野泰三	●	●	●				●		●
豊嶋敬		●					●		●
津崎祥博			●			●		●	●
チアチンセン		●		●					●
一條和生 （社外）	●						●		●
勝丸充啓 （社外）					●			●	●
榊原定征 （社外）	●	●							●
和田浩美 （社外）		●					●		●

第４号議案　取締役（社外取締役及び外国人取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年３月26日開催の当社第112期定時株主総会において、年額７億２千万円以内（うち社外取締役６千万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び外国人取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額８千万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記２.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.008％程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.08％程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

なお、2023年２月14日の当社取締役会において、本議案を原案どおりご承認いただくことを条件として取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき【ご参考】に記載のとおり変更することを決議しました。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は８名（うち社外取締役３名、外国人取締役１名）であり、第３号議案のご承認が得られた場合、取締役は９名（うち社外取締役４名、外国人取締役１名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数7,500株を、各事業年度において割り当てる譲渡制

限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

【ご参考】取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

第４号議案が本総会で承認されることを条件として、取締役会にて下記の方針を決議しております。

なお、当社は、本株主総会終結の時以降、同様に譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

記

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

各取締役の年額報酬は、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において取締役の報酬制度・水準が持続的な成長に向けたインセンティブとして機能しているかを検討することとし、取締役会が当委員会の答申内容を踏まえ、業績に関する適正な指標の設定を行うことをその裁量の範囲として報酬額決定の決議をいたします。

各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

社外取締役を除く取締役の報酬は月額報酬、賞与、株式報酬から構成しており（株式報酬については外国人取締役を除く）、月額報酬は役位ごとの役割や責任範囲に基づき、賞与は当社の成長性と収益性を向上させる意欲を高める目的で当事業年度の計画の売上高、営業利益を業績指標として設定し、その実績の達成度合い及び過年度に比した伸長度合いに基づいてそれぞれ支給することにしております。また、株式報酬は、中長期の業績を反映させる観点から、株主総会の決議により定められた株式報酬総額の最高限度額の範囲内において、当社が支給する金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで新株式の発行又は自己株式の処分を行う形で付与します。当該株式報酬は、報酬額決定の取締役会前営業日の株価を計算の基礎として役位に応じた一定の基準支給額に相当する数の当社株式を譲渡制限付で交付し、譲渡制限解除日を当社の取締役、執行役員のいずれの地位からも退任した日とするものです。報酬構成の割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬：業績連動報酬：株式報酬＝５割：４割：１割」となります。

また、業務執行に関わる取締役（外国人取締役を除く）は、中長期の業績を反映させる観点から月額報酬の一定額以上を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

社外取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしております。

上記方針は、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において決議いたしました。

以上

事　業　報　告

（2022年１月１日から2022年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大を抑止するための活動制限に緩和が見られたなかで、長期化するウクライナ情勢に伴う資源価格や物価の高騰、各国の中央銀行によるインフレ抑制に向けた金融引き締め措置などにより、世界経済の先行きは不透明な状況となりました。

欧州では、資源エネルギーの供給懸念や価格高騰、高インフレの長期化などを背景にした消費者マインドの低迷により景気減速の懸念が強まりました。

米国では、高インフレに伴う政策金利の引き上げが景気を下押しした一方で、堅調な雇用環境を背景とした個人消費は底堅く推移しました。

中国では、ゼロコロナ政策による経済活動の散発的な制限によって個人消費の持ち直しは緩慢なものとなり、景気回復は力強さを欠きました。

日本では、資源価格の高騰や円安進行に伴う物価の上昇が個人消費を下押ししたものの、ウィズコロナの下、経済活動の正常化も進み、景気は緩やかな持ち直しの兆しを見せました。

このような環境の下、自転車、釣具の需要は落ち着きを見せつつも依然として底堅く、当連結会計年度における売上高は628,909百万円（前年同期比15.1％増）、営業利益は169,158百万円（前年同期比14.1％増）、経常利益は176,568百万円（前年同期比15.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は128,178百万円（前年同期比10.6％増）となりました。

報告セグメント別の概況

自転車部品

新型コロナウイルス感染拡大下における世界的な自転車への高い関心は落ち着きを見せたものの、依然として自転車の需要は新型コロナウイルスの感染拡大前を上回る水準で推移しました。完成車の市場在庫は、ハイエンドクラスは低い水準で推移した一方、エントリークラスに続いてミドルクラスの在庫レベルも高まりました。

海外市場において、欧州市場では、自転車に対する高い関心も手伝い、自転車および自転車関連商品の販売は底堅く推移しました。E-BIKEやハイエンドクラスのロードバイクを中心とした完成車在庫に品薄感があったものの、市場在庫はやや高めの水準で推移しました。

北米市場では、自転車需要は底堅かったものの、完成車の供給調整の影響により市場在庫は適正な水準より高めで推移しました。

アジア・中南米市場では、インフレ高進により消費者マインドが冷え込み、自転車への関心が沈静化したものの、中国市場においてはゼロコロナ政策下でロードバイクを中心としたサイクリングに対する関心が高まり、スポーツバイクの市場在庫は低い水準で推移しました。

日本市場においては、スポーツ自転車と電動アシストバイクに対する需要は底堅いものの、一般の完成車の市場在庫は高めの水準で推移しました。

このような市況の下、ロードバイク向け高級モデルの新製品「105」や、電動アシストスポーツバイクコンポーネントSHIMANO STEPSシリーズをはじめ、幅広い製品に対して多くのご注文を頂きました。

この結果、当セグメントの売上高は517,436百万円（前年同期比16.6％増）、営業利益は144,994百万円（前年同期比15.9％増）となりました。

釣具

世界的に高まった釣りへの関心が落ち着きを見せたなかで、一部の地域で釣具に対する旺盛な需要が見られました。

日本市場においては、ファミリー層や初心者層向けの普及価格帯製品の動きは沈静化した一方で、釣りスタイルに多様化が見られ、中・高価格帯製品の販売は堅調に推移しました。

海外市場においては、北米市場では、釣具の需要は全般的に落ち着きを見せたものの、依然としてソルトウォーター向け製品の需要は底堅く、販売は堅調に推移しました。

欧州市場では、英国においてインフレ高進等の影響を受けて市場に停滞感が漂ったなかで、南欧や東欧域での販売は堅調に推移しました。

アジア市場では、釣具に対する旺盛な需要によるマーケットの伸張から販売は好調に推移しました。中国市場においては、厳しいロックダウン措置の影響がありつつも、制限解除後、釣具の需要は力強い動きを見せました。

豪州市場では、天候不順の影響はあったものの、釣具の需要は底堅く販売は堅調に推移しました。

このような市況の下、新製品のスピニングリール「MIRAVEL」を中心に市場から高い評価を受けるとともに、引き続き、スピニングリール「STELLA」や「ULTEGRA XTE」、電動リール「BEASTMASTER MD」なども好評を博しました。

この結果、当セグメントの売上高は110,993百万円（前年同期比8.4％増）、営業利益は24,163百万円（前年同期比4.5％増）となりました。

その他

当セグメントの売上高は479百万円（前年同期比7.2％増）、営業利益は1百万円（前年同期は営業利益20百万円）となりました。

①セグメント別売上高

区分	前連結会計年度 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)		当連結会計年度 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)		前年同期比 (△は減少)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
自転車部品	443,678	81.2	517,436	82.3	73,757	16.6
釣具	102,388	18.7	110,993	17.6	8,604	8.4
その他	447	0.1	479	0.1	32	7.2
合計	546,515	100.0	628,909	100.0	82,394	15.1

②セグメント別の状況

1.セグメント別売上高の推移

区分	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第115期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで
自転車部品（百万円）	290,038	297,777	443,678	517,436
釣具（百万円）	72,838	79,907	102,388	110,993
その他（百万円）	353	356	447	479

2.セグメント別営業利益の推移

区分	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第115期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで
自転車部品（百万円）	57,850	68,494	125,146	144,994
釣具（百万円）	10,219	14,264	23,120	24,163
その他（百万円）	△59	△57	20	1

（注）　△は営業損失であります。

3.地域別売上高の推移

区分	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第115期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで
日本（百万円）	40,734	44,992	55,181	54,383
北米（百万円）	36,664	39,876	49,932	57,643
ヨーロッパ（百万円）	150,140	148,738	227,456	299,934
アジア（百万円）	119,982	127,890	190,388	191,479
その他の地域（百万円）	15,709	16,541	23,556	25,468

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）設備投資等の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度は、製品開発力の強化、生産能力の増強及び生産効率の向上を目的として、総額27,762百万円の設備投資を実施しました。セグメント別では、自転車部品19,209百万円、釣具5,582百万円、その他2百万円、全社（共通）2,968百万円であります。この所要資金は自己資金でまかなっております。

区分	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第115期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで
自転車部品（百万円）	17,046	23,295	15,821	19,209
釣具（百万円）	2,196	1,618	2,811	5,582
その他（百万円）	16	0	5	2
全社（共通）（百万円）	6,438	2,294	1,890	2,968
合計（百万円）	25,698	27,209	20,529	27,762

（注） 全社（共通）として記載されている設備投資額は、管理部門に係るものであります。

（3）財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第115期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで
売上高（百万円）	363,230	378,040	546,515	628,909
営業利益（百万円）	68,010	82,701	148,287	169,158
経常利益（百万円）	69,471	81,471	152,562	176,568
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	51,833	63,472	115,937	128,178
1株当たり当期純利益	559円15銭	684円71銭	1,252円62銭	1,408円22銭
純資産（百万円）	489,236	529,785	616,651	741,095
総資産（百万円）	538,769	590,420	705,370	826,413

（注） 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第116期の期首から適用しており、第116期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第115期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで
売上高（百万円）	221,040	218,131	311,823	368,070
営業利益（百万円）	30,446	31,386	63,083	75,017
経常利益（百万円）	35,342	70,667	64,744	85,199
当期純利益（百万円）	27,201	64,742	47,107	63,920
1株当たり当期純利益	293円43銭	698円40銭	508円96銭	702円25銭
純資産（百万円）	164,551	214,127	200,912	209,751
総資産（百万円）	204,778	259,921	257,233	268,115

（注） 上記①及び②に記載されている1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数につきましては、自己株式を控除して算出しております。

（4）対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、長期化するウクライナ情勢など、地政学リスクの顕在化に伴う供給制約や政治的緊張の高まりからグローバルサプライチェーンの混乱が懸念されるとともに、高インフレの長期化や世界的な金融引き締め政策が景気を下押しする可能性もあります。

欧州では、資源エネルギーの価格高騰や供給制約による経済活動の抑制、長期化する高インフレが景気回復を鈍化させる懸念があります。

米国では、高インフレや政策金利の引き上げによる景気の下押しも懸念されます。

中国では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞や、不動産市場の悪化による景気回復の減速が懸念されます。

日本では、経済正常化による景気の持ち直しが期待される一方で、海外の景気下振れや物価上昇を受けた消費者心理の冷え込みにより、景気が左右される可能性があります。

このような経営環境のなか、当社は、自転車や釣具に対する需要動向を注視しつつ、日本発の「開発型デジタル製造業」として、多くの人々に感動していただける「こころ躍る製品」の開発・製造に邁進することはもとより、企業と社会の共有価値を創造し続ける「価値創造企業」として、一歩一歩、前進していくことが大切であると考えております。経営効率のさらなる向上を図り、より豊かで、新たな自転車文化、釣り文化の創造を促進し、サステナブルな成長を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも何卒変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

（5）企業集団の主要な事業セグメント

セグメントの名称	主要な事業内容
自転車部品	変速機等の駆動用部品、ブレーキ等の制動用部品、その他の自転車部品、関連用品の製造・販売
釣具	リール、ロッド、フィッシングギアの製造・販売
その他	ロウイング関連用品等の製造・販売

（6）企業集団の主要拠点等

①当社の主要拠点

本社		大阪府堺市堺区老松町３丁77番地
工場	本社工場	大阪府堺市堺区
	下関工場	山口県下関市
研究所	東京オフィス	東京都中央区
営業所	埼玉営業所	埼玉県上尾市
	東京営業所	東京都大田区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区
	大阪営業所	大阪府堺市堺区
	中四国営業所	岡山県岡山市南区
	九州営業所	佐賀県鳥栖市

②子会社の主要拠点

国　内	シマノセールス株式会社	大阪府堺市堺区
	シマノ熊本株式会社	熊本県山鹿市
海　外	Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア
	Shimano Europe B.V.	オランダ
	Shimano North America Holding, Inc.	アメリカ
	Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	中国
	Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	中国

（7）企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	
自転車部品	7,772名	(2,715名)
釣具	2,659名	(899名)
その他	267名	(40名)
全社（共通）	666名	(69名)
合計	11,364名	(3,723名)

(注) 1．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

（8）主要な借入先

借入先	借入額
MUFG Union Bank, N.A.	981百万円
Mizuho Bank, Ltd.	583百万円
Sumitomo Mitsui Banking Corporation	583百万円

（9）重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	S$65,994千	100%	自転車部品製造及び販売、釣具販売並びにアジア製造子会社の統括
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	RM18,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造
Shimano Europe B.V.	EUR5,148千	100%	自転車部品及び釣具販売並びに欧州販売子会社の統括
Shimano North America Holding, Inc.	US$14,000千	99%	自転車部品及び釣具販売並びに北米販売子会社の統括
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	US$34,500千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売
シマノセールス株式会社	277百万円	100%	自転車部品販売、補修及び保管並びに釣具補修及び保管
Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	US$24,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売

（注）　当社の出資比率の（　）内は、間接出資割合の内書であります。

2．当社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　262,400,000株

（2）発行済株式の総数　　91,160,100株（自己株式531,034株を含む。）

（3）株　　主　　数　　10,288名

（4）大　　株　　主（上位10名）

株　　主　　名	持　株　数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,335千株	11.40%
湊興産株式会社	7,864千株	8.68%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,443千株	6.01%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	2,287千株	2.52%
株式会社スリーエス	2,171千株	2.40%
日本生命保険相互会社	1,801千株	1.99%
株式会社りそな銀行	1,711千株	1.89%
PICTET AND CIE (EUROPE) SA, LUXEMBOURG REF: UCITS	1,691千株	1.87%
SMBC日興証券株式会社	1,467千株	1.62%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,350千株	1.49%

（注）　持株比率は自己株式（531,034株）を控除して計算しております。

3．当社の役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況

（2022年12月31日現在）

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役 会　長　兼 C　E　O	島　野　容　三 男性	取締役会議長	Shimano（Singapore）Pte. Ltd. 会長 Shimano Components（Malaysia） Sdn. Bhd. 会長
代表取締役 社　長	島　野　泰　三 男性		
代表取締役 副　社　長	豊　嶋　　敬 男性		
代表取締役 副　社　長	津　崎　祥　博 男性		
常務取締役	チア　チン　セン (Chia　Chin　Seng) 男性		Shimano（Singapore）Pte. Ltd. 社長 Shimano Components（Malaysia） Sdn. Bhd. 社長
取　締　役	一　條　和　生 男性		International Institute for Management Development （国際経営開発研究所）教授 株式会社電通国際情報サービス社外取締役 ぴあ株式会社社外取締役 株式会社ワールド社外取締役
取　締　役	勝　丸　充　啓 男性		芝綜合法律事務所オブ・カウンセル 日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役 京都大学公共政策大学院非常勤講師 京都大学法科大学院非常勤講師
取　締　役	榊　原　定　征 男性		一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長 株式会社産業革新投資機構社外取締役取締役会議長兼産業革新投資委員長 関西電力株式会社社外取締役取締役会長 一般社団法人日本野球機構会長（代表理事）
常勤監査役	平　田　義　弘 男性		
常勤監査役	樽　谷　　潔 男性		
監　査　役	野　末　佳奈子 女性		辻中法律事務所弁護士
監　査　役	橋　本　敏　彦 男性		橋本税理士事務所税理士 兵庫南農業協同組合員外監事 株式会社加古川産業会館監査役

（注）1．取締役一條和生、勝丸充啓及び榊原定征の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役野末佳奈子及び橋本敏彦の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当社は社外取締役及び社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4．監査役橋本敏彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．2022年３月30日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって、取締役樽谷潔、松井浩、大竹正浩、清谷欣司及び金井琢磨の５氏は任期満了により退任し、取締役大津智弘及び吉田保の２氏は取締役を辞任いたしました。
なお、同定時株主総会終結の時をもって樽谷潔氏は常勤監査役に就任いたしました。
6．2022年３月30日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役勝岡秀夫氏は任期満了により退任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社及び当社の子会社の役員・重要な使用人等の主要な業務執行者

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものとなります。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担いたします。

（4）取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

各取締役の年額報酬は、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において取締役の報酬制度・水準が持続的な成長に向けたインセンティブとして機能しているかを検討することとし、取締役会が当委員会の答申内容を踏まえ、業績に関する適正な指標の設定を行うことをその裁量の範囲として報酬額決定の決議をいたします。

各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は月額報酬と賞与から構成しており、月額報酬は役位ごとの役割や責任範囲に基づき、賞与は当社の成長性と収益性を向上させる意欲を高める目的で当事業年度の計画の売上高、営業利益を業績指標として設定し、その実績の達成度合い及び過年度に比した伸長度合いに基づいてそれぞれ支給することにしております。報酬構成の割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬：業績連動報酬＝６割：４割」となります。また、業務執行に関わる取締役（外国人取締役を除く）は、中長期の業績を反映させる観点から月額報酬の一定額以上を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

社外取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしております。

上記方針は、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において決議いたしました。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等については2019年３月26日開催の第112期定時株主総会（決議に係る取締役16名（うち社外取締役２名））において取締役の報酬総額を年額７億２千万円以内（うち社外取締役６千万円以内）、ただし使用人分給与及び賞与は含まない、と決議しております。

当社の監査役の報酬等については2011年３月30日開催の第104期定時株主総会（決議に係る監査役４名（うち社外監査役２名））において監査役の報酬総額を年額７千万円以内と決議しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	550 (36)	292 (36)	258 (―)	15 (3)
監査役 （うち社外監査役）	57 (14)	57 (14)	―	5 (2)

（注）１．業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。
２．当事業年度を含む売上高及び営業利益(選定した業績指標)の推移は、１.(３)財産及び損益の状況に記載のとおりです。
３．上記には2022年3月30日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役7名及び退任した監査役１名が含まれております。
４．上記取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額198百万円が含まれております。
５．使用人兼務取締役に対する使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
６．2012年3月29日開催の第105期定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、当社基準に従い退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し5百万円の退職慰労金を支給しております。

（5）社外役員に関する事項

① 取締役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役	一　條　和　生	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想とは異なった視点から議案審議等に必要な発言を行っております。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2022年は７月及び11月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として同委員会に出席し取締役の指名・報酬に関し独立した客観的な立場で意見を述べております。
取　締　役	勝　丸　充　啓	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、コンプライアンス分野の専門家として、専門的かつ客観的な視点に基づき議案審議等に必要な発言を行っております。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2022年は7月及び11月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として同委員会に出席し取締役の指名・報酬に関し独立した客観的な立場で意見を述べております。
取　締　役	榊　原　定　征	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、国際的な企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき客観的な視点から議案審議等に必要な発言を行っております。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2022年は7月及び11月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。

② 監査役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
監　査　役	野　末　佳奈子	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また、監査役会には14回すべてに出席しております。 主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 三様監査報告会への出席をはじめとして会計監査人、内部監査部門やコンプライアンス部門と連携を図るとともに、社外取締役と情報交換の場を持つ（2022年は7月及び11月）などして協働関係を構築しております。また、取締役、執行役員及び部門長と定期的に会合を持ち情報収集を行っております。
監　査　役	橋　本　敏　彦	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また、監査役会には14回すべてに出席しております。 主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。 三様監査報告会への出席をはじめとして会計監査人、内部監査部門やコンプライアンス部門と連携を図るとともに、社外取締役と情報交換の場を持つ（2022年は7月及び11月）などして協働関係を構築しております。また、取締役、執行役員及び部門長と定期的に会合を持ち情報収集を行っております。

4．会計監査人に関する事項

（1）当社の会計監査人の名称　　清稜監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　分	支払額
①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	42百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

（注）1．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模等に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3．当社の海外の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法の定めに基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について定めております。

今後も、経営・業務の適正を確保するとともに、環境の変化に応じた見直しを行い、以下の内部統制システムの改善と充実を図ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

1．当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」など諸規程を整備し、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）におけるコンプライアンスの徹底を率先して実行する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

保存が必要とされる取締役の職務執行に係る情報は「情報管理規程」に基づき各業務担当部署が記録し、保存する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）各業務機能を主管する部門がそれぞれの業務上のリスクを把握した上で、リスクの評価・リスクへの対策を行う。

（2）稟議制度、取締役会等により一定の事案につき業務上のリスクを含め審議して意思決定を行う。

（3）緊急的な事態が発生した場合の対応規程を整備し、必要に応じて対策本部の設置など組織的な対応を行う。

（4）ガバナンスを統括する部門を設置し、グローバルでのリスク管理に努める。

（5）内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、各組織・部署の業務遂行状況を監査し、リスク管理において改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）定例の取締役会を原則毎月１回開催し、「取締役会規則」に定められている付議基準に該当する事項を審議し、決定する。

（2）取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

（3）取締役は「業務分掌規程」・「責任権限規程」等に基づき委嘱された業務に関し、迅速かつ効率的に組織を運営し、業績向上に努める。

5．当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）「コンプライアンス規程」など使用人が法令及び定款に適合して職務の執行を行うにあたり遵守すべき諸規程を整備する。

（2）内部監査部門は「内部監査規程」及び前号記載の諸規程等を踏まえてコンプライアンス状況を監査し、適時性をもって取締役会及び監査役会へ報告する。

（3）「コンプライアンス規程」の内容を使用人に十分に理解させるための教育を実施する。

6．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

（1）子会社が経営上重要な事項を決定する場合には、社内規程等に基づき、当社の事前承認を求めるなど必要な手続きを行う。

（2）子会社は財務状況等を定期的に当社に報告する。

7．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、当社の各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

8．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、当社グループ共通の連結会計システムを導入するなどITを適切かつ有効に利用する。

9．子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各子会社が当社の「コンプライアンス規程」と同等の規程を制定するなど各子会社の実情に応じた社内規程の整備を通じて、コンプライアンス体制の構築を図る。

10．その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の内部統制を実効あるものとするために責任者を定め、法令遵守、リスク管理などにつき実情を把握し、必要な対応策を迅速に行う。

11．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要と認めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な要員を監査役会専属とする。

12．前項の使用人に関する当社の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人は、取締役の指揮下から外れ監査役の指示に従う。

13．当社の監査役の11項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の指示により11項の使用人が行う調査の権限を認める。

14．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況について速やかに報告する。

15．子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令に定められた事項に加え、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに報告する。子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者も同様とする。

16．その他の当社の監査役への報告に関する体制

（1）監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。

（2）内部監査部門は、監査役会と協議及び意見交換するなど、緊密な連携を図る。

17. 14項から16項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）監査役に報告をした者について報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

（2）法令違反、反倫理行為の速やかな認識のために社内及び社外に設けたコンプライアンス相談窓口に報告した者について、報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

18. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部専門家と相談をすることができ、その費用は会社が負担する。

19. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

（2）監査役会と代表取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンスについては、当社並びに子会社の役員及び従業員に対して、コンプライアンスの基本的事項の再確認となる社内講習や外部から講師を招いての研修を社内で開催するなど、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。

③ 当社及び子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

6．株式会社の支配に関する基本方針

（1）基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、②お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、③製造拠点各所在国の強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、④グローバルなサービス体制、並びに⑤グループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、（ⅰ）お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、（ⅱ）個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び（ⅲ）個々の従業員がその能力を存分に発揮することのできる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

（2）基本方針実現のための取組みの内容の概要

（A）基本方針の実現に資する特別な取組み

（ⅰ）企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するためには、お客様に信頼され、満足いただけるサービス及び製品を提供し続けることとともに、今後は、お客様の環境・健康等に対する関心の高まりに応えた製品の開発・製造が求められるものと考えております。また、近年、中国、南米等の新興市

場での当社の主力製品である自転車部品及び釣具に対する需要が増加してきております。これら新興市場においてもお客様の信頼を得られるよう様々な施策を講じてまいりたいと考えております。そのような背景の中、当社は、①コア・コンピタンスの強化、②自転車文化・釣り文化の創造とブランドの強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

（ⅱ）コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社においては、独立性を有する社外取締役３名による取締役の業務執行の監視及び独立性を有する社外監査役２名を含む監査役会による取締役の業務執行の監視が行われております。また、当社は、内部監査部門を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況等を定期的に監査するとともに、グローバルな内部統制システムの整備・充実を行っております。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、1972年の上場以来安定的な配当を継続し、さらに業績の向上に沿った増配を行ってまいりました。また、積極的な自己株式取得も行ってきております。

さらに、当社グループは、社会的責任への取組みとして、過去より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組み、お取引先・地元住民等との信頼関係を構築してまいりました。

（B）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適切な情報の開示に努めるなど、その時点において適切な対応をしてまいります。

（3）具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記（2）（A）に記載した当社の企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注）1．本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。
2．本事業報告に挙げている金額には、消費税等は含んでおりません。
3．本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当期末現在のものであります。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)　　(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	628,754	流動負債	78,608
現金及び預金	430,429	買掛金	20,595
受取手形及び売掛金	55,201	短期借入金	2,151
商品及び製品	79,966	リース債務	928
仕掛品	42,733	未払法人税等	21,899
原材料及び貯蔵品	8,209	賞与引当金	3,682
その他	12,523	役員賞与引当金	198
貸倒引当金	△310	その他	29,153
固定資産	197,659	固定負債	6,709
有形固定資産	147,244	リース債務	2,298
建物及び構築物	77,239	繰延税金負債	2,522
機械装置及び運搬具	25,600	退職給付に係る負債	1,210
土地	13,936	その他	678
リース資産	5,205		
建設仮勘定	18,749	負債合計	85,318
その他	6,513	(純資産の部)	
無形固定資産	19,841	株主資本	666,485
のれん	3,065	資本金	35,613
ソフトウエア	10,059	資本剰余金	5,640
ソフトウエア仮勘定	4,970	利益剰余金	638,141
その他	1,745	自己株式	△12,909
投資その他の資産	30,573	その他の包括利益累計額	73,623
投資有価証券	19,694	その他有価証券評価差額金	3,537
繰延税金資産	6,728	為替換算調整勘定	70,085
退職給付に係る資産	2,645	非支配株主持分	986
その他	1,941		
貸倒引当金	△436	純資産合計	741,095
資産合計	826,413	負債純資産合計	826,413

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)　　(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		628,909
売上原価		363,264
売上総利益		265,645
販売費及び一般管理費		96,486
営業利益		169,158
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,628	
その他	4,393	11,022
営業外費用		
支払利息	154	
その他	3,457	3,612
経常利益		176,568
特別損失		
減損損失	733	
子会社再構築費用	491	
子会社株式売却損	98	
工場建替関連費用	1,132	2,456
税金等調整前当期純利益		174,112
法人税、住民税及び事業税	46,494	
法人税等調整額	△818	45,676
当期純利益		128,436
非支配株主に帰属する当期純利益		257
親会社株主に帰属する当期純利益		128,178

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)　　(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,613	5,640	566,263	△13,284	594,232
当期変動額					
剰余金の配当			△21,515		△21,515
親会社株主に帰属する当期純利益			128,178		128,178
自己株式の取得				△34,412	△34,412
自己株式の処分		1		0	1
自己株式の消却		△1	△34,786	34,787	−
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	−	−	71,877	375	72,252
当期末残高	35,613	5,640	638,141	△12,909	666,485

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,620	18,139	21,759	659	616,651
当期変動額					
剰余金の配当					△21,515
親会社株主に帰属する当期純利益					128,178
自己株式の取得					△34,412
自己株式の処分					1
自己株式の消却					−
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△82	51,945	51,863	327	52,191
当期変動額合計	△82	51,945	51,863	327	124,444
当期末残高	3,537	70,085	73,623	986	741,095

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

(a) 連結子会社は以下の48社であります。

Shimano (Singapore) Pte. Ltd.
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.
Shimano (Mersing) Sdn. Bhd.
PT Shimano Batam
Shimano (Philippines) Inc.
MSC Pte. Ltd.
Shimano (Cambodia) Co., Ltd.
Shimano (Taiwan) Co., Ltd.
PRO (Taiwan) Procurement Co., Ltd.
Shimano (Kunshan) Fishing Tackle Co., Ltd.
Shimano (Shanghai) Sales Corporation
Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.
Shimano (Lianyungang) Industrial Co., Ltd.
Shimano South Asia Private Limited
Shimano North America Holding, Inc.
Shimano Canada Ltd.
G.Loomis, Inc.
Innovative Textiles, Inc.
Shimano Europe B.V.
Shimano Germany Fishing GmbH
Shimano Benelux B.V.
Shimano UK Ltd.
Shimano Italia S.R.L.
Shimano Belgium N.V.
Lazer Sport N.V.
Shimano France S.A.S.
Shimano Iberia, S.L.
Shimano Italia S.p.A. in liquidazione
Shimano Czech Republic, s.r.o.
Shimano Nordic AB
Shimano Nordic OY
Shimano Nordic AS
Shimano Nordic Denmark ApS
Shimano Polska Sp. z o.o.

Shimano Menat Spor Etkinlikleri Spor Malzemeleri ve Ekipmanlari Ticaret Limited Sirketi
Shimano Bisiklet Parca ve Ekipmanlari Satis Servis Ticaret Anonim Sirketi
Shimano Balikcilik Malzemeleri ve Ekipmanlari Satis Ticaret Anonim Sirketi
Shimano Australia Cycling Pty. Ltd.
Shimano Oceania Holdings Pty. Ltd.
Shimano Australia Fishing Pty. Ltd.
Shimano New Zealand Limited
Shimano Bike & Fishing Mexico S.A. de C.V.
Shimano Latin America Representacao Comercial Ltda.
Shimano Uruguay S.A.
Shimano Argentina S.A.U.
シマノセールス株式会社
シマノ熊本株式会社

当連結会計年度において、DashAmerica, Inc. (Pearl Izumi USA)については全株式を譲渡、Shimano - Pearl Izumi Softgoods Division Europe GmbHについては清算により連結の範囲から除外しております。また連結子会社のShimano Italy Bicycle Components S.R.L.を存続会社として、連結子会社のShimano Italy Fishing S.R.L.を合併したため、Shimano Italy Fishing S.R.L.を連結の範囲から除外しております。なお、Shimano Italy Bicycle Components S.R.L.はShimano Italia S.R.L.に社名を変更しております。

(b) 非連結子会社は島野足立株式会社等であります。非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分見合額は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微なため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した会社はありません。持分法を適用していない非連結子会社及び株式会社サンボウ等の関連会社の合計の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分見合額は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Shimano Italia S.p.A. in liquidazioneの事業年度末日は11月30日でありますが、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。
なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

(a) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、主として原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、評価方法は次のとおりであります。

商品・製品・仕掛品・原材料

主として総平均法

貯蔵品

主として最終仕入原価法

(b) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

2007年３月31日以前に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

旧定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

2007年４月１日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）については、定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

2016年４月１日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

使用権資産

耐用年数又はリース期間のうちいずれか短いほうの期間に基づく定額法によっております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として５年）に基づく定額法

(c) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(d) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に自転車部品、釣具の製造及び販売を行っております。

製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品と交換に受け取ると見込まれる金額で認識しております。「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、日本国内の販売については、出荷時点から引渡時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で当該製品又は商品の収益を認識しております。有償支給取引については、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

(e) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場又は予約レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産・負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外連結子会社の事業年度の期中平均為替相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(f) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行います。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

為替予約は、外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務等をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ会計を適用する場合は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）によっております。

(g) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金額に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。

(h) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額及びシマノ企業年金基金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生連結会計年度に費用処理する方法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、グループ会社における有償支給取引について、従来は、有償支給した原材料等の支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当該会計方針の変更が当連結会計年度の損益及び利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　181,048百万円

4．連結損益計算書に関する注記

(1) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

給料及び手当	23,496百万円
広告宣伝費	12,921百万円
研究開発費	6,004百万円

(2) 研究開発費

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費　13,953百万円

(3) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価　996百万円

(4) 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失の金額
Shimano Europe B.V.	物流倉庫	建物及び構築物等	733百万円

(経緯)

連結子会社であるShimano Europe B.V.が保有する物流倉庫について、アウトソーシングによるサプライチェーン再構築を決定したことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

(資産グルーピングの方法)

当社グループは、事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額は、不動産鑑定評価額等に基づいた合理的な見積りによって算定しております。

(5) 子会社再構築費用

連結子会社であるShimano Europe B.V.のサプライチェーン再構築に関わる費用を計上しております。

(6) 子会社株式売却損

連結子会社であったDashAmerica, Inc. (Pearl Izumi USA)の株式を譲渡したことに伴い、売却損を計上しております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数　91,160,100株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(a) 配当金支払額等

2022年３月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,806百万円
１株当たり配当額	117円50銭
基準日	2021年12月31日
効力発生日	2022年３月31日

(b) 中間配当金支払額等

2022年７月26日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,708百万円
１株当たり配当額	117円50銭
基準日	2022年６月30日
効力発生日	2022年９月２日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年３月29日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,914百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	142円50銭
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年３月30日

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については信用力の高い金融機関に対する預金等に限定し、また、資金の調達は主として銀行借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は社内規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	11,773	11,773	－
資産計	11,773	11,773	－
(1) 長期借入金	－	－	－
負債計	－	－	－
デリバティブ取引	－	－	－

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額7,921百万円）は、市場価格がなく、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 長期借入金の連結貸借対照表計上額および時価については、１年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

デリバティブ取引

当連結会計年度の末日において、存在するデリバティブ取引がないため該当ありません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,773	―	―	11,773
資産計	11,773	―	―	11,773

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※)	―	―	―	―
負債計	―	―	―	―

(※) 長期借入金については、１年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			
	自転車部品 (百万円)	釣具 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
売上高				
一時点で移転される財	517,436	110,993	479	628,909
一定の期間にわたり移転される財	−	−	−	−
顧客との契約から生じる収益	517,436	110,993	479	628,909
外部顧客への売上高	517,436	110,993	479	628,909

売上高には、顧客との契約から生じる収益とそれ以外の収益を含めておりますが、そのほとんどが顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に重要性はないため、区分表示しておりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)(4)会計方針に関する事項　(d) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	52,186
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	55,201
契約負債（期首残高）	7,035
契約負債（期末残高）	6,609

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　8,166円35銭

(2) １株当たり当期純利益　1,408円22銭

※１株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	128,178百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	128,178百万円
普通株式の期中平均株式数	91,021千株

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

＜ご参考＞

連結キャッシュ・フローの状況

(2022年１月１日から2022年12月31日まで)　(単位：百万円)

営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
110,684	△33,378	△58,422	417,266

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)　　(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	153,626	流動負債	57,847
現金及び預金	48,877	買掛金	14,534
受取手形	705	未払金	9,867
売掛金	43,006	未払法人税等	11,496
製品	29,057	未払費用	294
仕掛品	22,283	預り金	19,147
原材料	1,564	賞与引当金	355
貯蔵品	297	役員賞与引当金	198
未収入金	6,755	製品保証引当金	876
その他	1,084	その他	1,076
貸倒引当金	△4	固定負債	516
固定資産	114,488	その他	516
有形固定資産	67,403		
建物	43,377		
構築物	1,479	負債合計	58,364
機械及び装置	6,602	(純資産の部)	
車両運搬具	93	株主資本	206,001
工具、器具及び備品	2,694	資本金	35,613
土地	9,735	資本剰余金	5,822
リース資産	59	資本準備金	5,822
建設仮勘定	3,361	利益剰余金	177,475
無形固定資産	13,297	利益準備金	3,194
のれん	20	その他利益剰余金	174,280
工業所有権	36	繰越利益剰余金	174,280
ソフトウエア	8,983	自己株式	△12,909
ソフトウエア仮勘定	4,210	評価・換算差額等	3,750
その他	46	その他有価証券評価差額金	3,750
投資その他の資産	33,787		
投資有価証券	15,154		
関係会社株式	13,756		
出資金	24		
長期前払費用	272		
前払年金費用	2,645		
繰延税金資産	1,372		
その他	987		
貸倒引当金	△426	純資産合計	209,751
資産合計	268,115	負債純資産合計	268,115

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年1月1日から2022年12月31日まで）　　（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		368,070
売上原価		237,458
売上総利益		130,612
販売費及び一般管理費		55,595
営業利益		75,017
営業外収益		
受取利息	240	
受取配当金	10,624	
その他	1,711	12,576
営業外費用		
支払利息	267	
その他	2,126	2,393
経常利益		85,199
特別損失		
工場建替関連費用	750	750
税引前当期純利益		84,449
法人税、住民税及び事業税	20,003	
法人税等調整額	526	20,529
当期純利益		63,920

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)　　(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	35,613	5,822	－	5,822
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1	1
自己株式の消却			△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	35,613	5,822	－	5,822

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	3,194	166,662	169,856	△13,284	198,007
当期変動額					
剰余金の配当		△21,515	△21,515		△21,515
当期純利益		63,920	63,920		63,920
自己株式の取得				△34,412	△34,412
自己株式の処分				0	1
自己株式の消却		△34,786	△34,786	34,787	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	7,618	7,618	375	7,993
当期末残高	3,194	174,280	177,475	△12,909	206,001

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,904	2,904	200,912
当期変動額			
剰余金の配当			△21,515
当期純利益			63,920
自己株式の取得			△34,412
自己株式の処分			1
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	845	845	845
当期変動額合計	845	845	8,839
当期末残高	3,750	3,750	209,751

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、評価方法は次のとおりであります。

製品・仕掛品・原材料

総平均法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

2007年３月31日以前に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

旧定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法

2007年４月１日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）については、定額法

2016年４月１日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
有形固定資産その他（機械及び装置）	9～10年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

無形固定資産
定額法
ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
長期前払費用
定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
製品保証引当金
過去に販売した特定の製品の無償交換に伴う費用の支出に備えるため、当該費用を個別に見積り算出した額を計上しております。
退職給付引当金(前払年金費用)
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及びシマノ企業年金基金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生年度に費用処理する方法を採用しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に自転車部品、釣具の製造及び販売を行っております。
製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品と交換に受け取ると見込まれる金額で認識しております。「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、日本国内の販売については、出荷時点から引渡時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で当該製品又は商品の収益を認識しております。有償支給取引については、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場又は予約レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行います。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

為替予約は、外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務等をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ会計を適用する場合は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、グループ会社における有償支給取引について、従来は、有償支給した原材料等の支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当該会計方針の変更が当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権　16,052百万円
関係会社に対する短期金銭債務　26,605百万円
(区分表示したものは除いております。)

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　83,374百万円

(3) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容	備考
Shimano Europe B.V.	－	左記会社の取引債務	サプライチェーン再構築に関わる業務委託に対する保証
	1,909百万円 (EUR13.5百万)	極度保証額	

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売　上　高	104,392百万円
仕　入　高	47,722百万円
支払手数料・保管料他	19,945百万円
営業取引以外の取引高	10,567百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数　531,034株

6．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	110百万円
未払事業税	686百万円
役員退職慰労金	112百万円
その他有価証券評価損	243百万円
ゴルフ会員権評価損	130百万円
貸倒引当金	133百万円
減損損失	144百万円
少額資産償却	288百万円
棚卸資産評価損	474百万円
のれん	9百万円
製品保証引当金	271百万円
その他	985百万円
繰延税金資産合計	3,590百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△1,397百万円
前払年金費用	△820百万円
繰延税金負債合計	△2,218百万円
繰延税金資産純額	1,372百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.6%
税額控除	△2.8%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.3%

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	S$65,994千	自転車部品製造及び販売、釣具販売並びにアジア製造子会社の統括	100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	受取配当金	7,852百万円	—	—
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア ジョホール	RM18,000千	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造	100.0% (100.0%)	当社製品の製造 役員の兼任	自転車部品及び釣具の購入 (注1)	24,877百万円	買掛金	4,010百万円
Shimano North America Holding, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	US$14,000千	自転車部品及び釣具販売並びに北米販売子会社の統括	95.0%	当社製品の販売	自転車部品及び釣具の販売 (注1)	23,531百万円	売掛金	3,079百万円
Shimano (Shanghai) Sales Corporation	中国 上海	US$200千	自転車部品及び釣具販売	100.0% (100.0%)	当社製品の販売	自転車部品及び釣具の販売 (注1)	15,322百万円	売掛金	3,094百万円
シマノセールス株式会社	大阪府堺市堺区	277百万円	自転車部品販売、補修及び保管並びに釣具補修及び保管	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	資金の移動 (注3)	—	預り金	17,231百万円
						利息の支払 (注2)	240百万円		

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。議決権等の所有割合の（ ）内は、間接所有割合の内書であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社製品の購入・販売については、市場価格・総原価を勘案して、販売価格を決定しております。

（注2）資金の貸付/預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注3）資金の移動については、資金の決済が随時行われているため、当事業年度末の残高のみ記載しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	太陽工業株式会社	大阪府堺市堺区	10百万円	石油製品の販売、不動産の賃貸及び管理事業	(被所有) 0.95%	取引先 役員の兼任	工業用油の購入 (注1)	273 百万円	買掛金	16 百万円

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場の実勢価格を勘案して発注先と価格を決定しており、支払条件は第三者との取引条件と比較して同等であります。

8．収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　2,314円39銭

(2) 1株当たり当期純利益　702円25銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	63,920百万円
普通株式に係る当期純利益	63,920百万円
普通株式の期中平均株式数	91,021千株

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年２月７日

株式会社シマノ
取締役会　御中

清 稜 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　舩 越 啓 仁

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　中村 健太郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社シマノの2022年１月１日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年２月７日

株式会社シマノ
取締役会　御中

清 稜 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　舩 越 啓 仁

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　中村 健太郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シマノの2022年１月１日から2022年12月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年１月１日から2022年12月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年２月14日

株式会社シマノ　監査役会

常勤監査役　平田　義弘　㊞

常勤監査役　樽谷　潔　㊞

社外監査役　野末　佳奈子　㊞

社外監査役　橋本　敏彦　㊞

以　上

株主総会会場周辺のご案内図

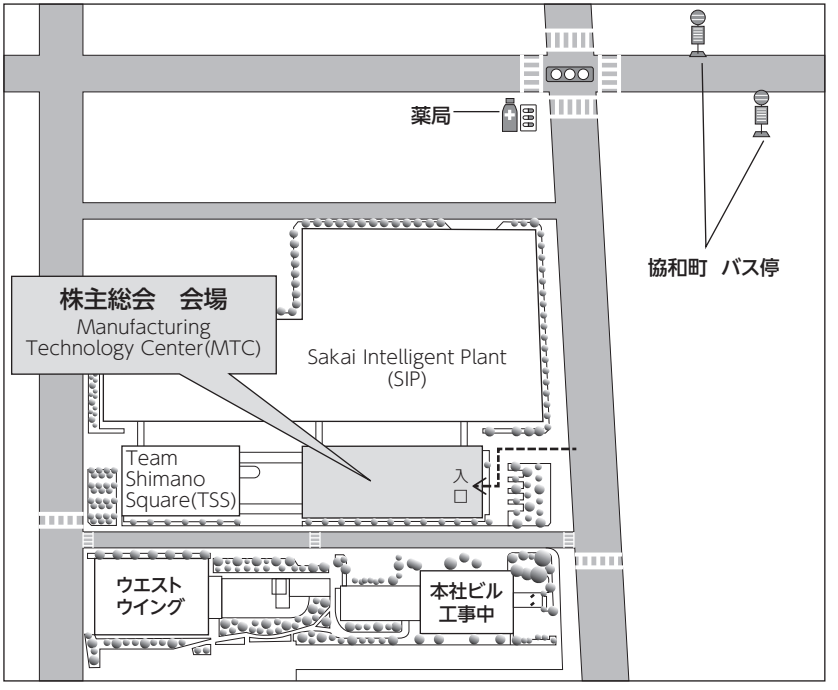

【交通のご案内】

■電車とバスをご利用の場合

・南海電鉄高野線「堺東駅」より
南海バス13番のりば「南回り（堺駅前行)」に乗車し、「協和町」で下車、徒歩５分
所要時間　：　約15分

・南海電鉄南海線「堺駅」より
南海バス４番のりば「南回り（堺駅南口行)」に乗車し、「協和町」で下車、徒歩５分
所要時間　：　約20分

■電車をご利用の場合

・阪堺電車阪堺線「東湊駅」で下車、徒歩７分
・南海電鉄高野線「堺東駅」からタクシーで約10分
・南海電鉄南海線「堺駅」からタクシーで約10分
・JR阪和線「堺市駅」からタクシーで約20分
・地下鉄御堂筋線「なかもず駅」からタクシーで約20分

株主総会会場ご案内略図

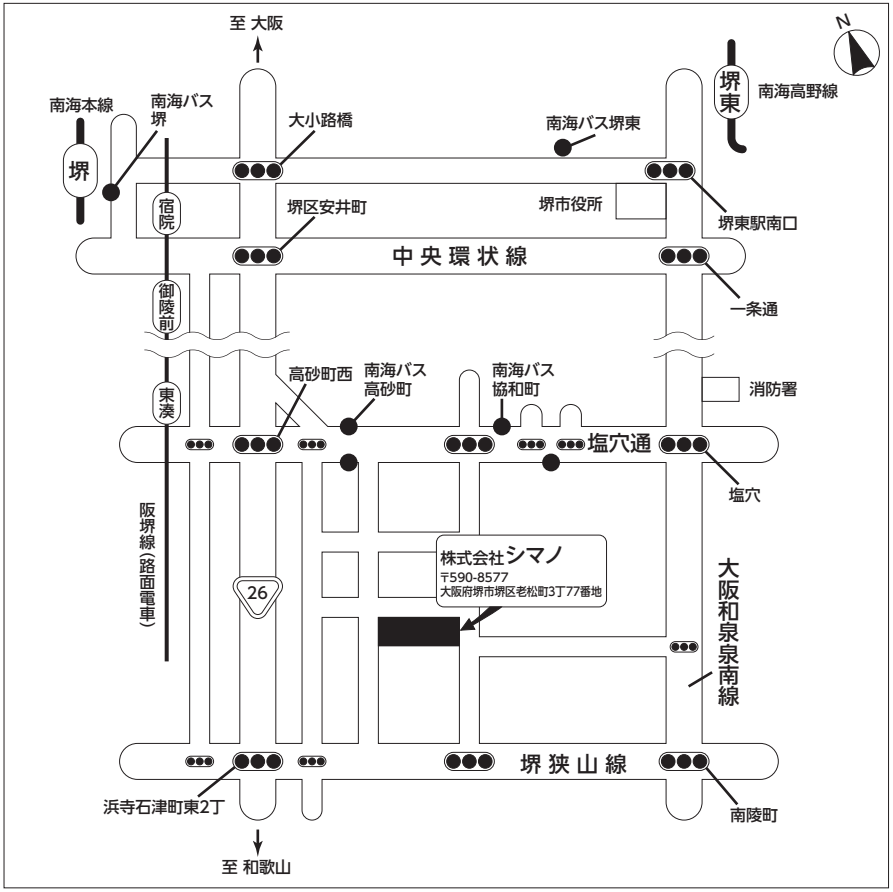

株主総会会場周辺のご案内図及び交通のご案内は裏面をご覧ください。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。